

日進市放課後児童クラブ管理及び運営に関する事務取扱要綱(平成17年日進市要綱第47号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市放課後子ども総合プラン実施規則(平成29年日進市規則第3号、以下「規則」という。)
第24条の規定に基づき、日進市が実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室並びに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の登録手続、登録決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録手続)

第2条 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の登録を希望する児童の保護者は、規則第7条の規定により、原則として利用する月の前々月の末日までに放課後子ども総合プラン登録申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 放課後児童クラブの登録を希望する場合は、前項の規定による申込みに加え、留守家庭事由及び児童手当等の徴収に関する申出書(第2号様式)を提出するものとする。

3 市長は、規則第8条第1項の規定により前項の規定による申出書に基づき登録の可否を決定したときは、放課後児童クラブ登録決定通知書(第3号様式)、放課後児童クラブ早朝利用登録決定通知書(第3号様式の2)又は放課後児童クラブ待機決定通知書(第4号様式)により、その結果を速やかに通知するものとする。

(放課後児童クラブの登録)

第3条 放課後児童クラブの登録決定に当たり、登録を希望する児童が定員を超える場合は、原則として登録を希望する児童の保護者であって、次の各号に該当するものの児童を優先して登録するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、被保護世帯に属する者。ただし、世帯分離認定等により被保護者でない者を除く。

(2) 前年の所得(1月から5月までに提出する場合は、前々年の所得)により市町村民税非課税世帯に属する者かつ児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく手当の支給を受けている者

2 前項各号に該当しない保護者の児童については、学年が低い児童、留守家庭となる時間の長い児童等から登録するものとする。

3 放課後児童クラブの専用区画の面積が、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)第9条に規定する基準に抵触しない場合は、規則第3条第1項に規定する定員を超えて登録させることができる。

(負担金の免除)

第4条 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に登録された児童(以下「登録児童」という。)の保護者は、規則第12条の規定による負担金の免除を受けようとする場合は、市長に放課後子ども総合プラン負担金免除申請書(第5号様式)を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、放課後子ども総合プラン負担金免除決定通知書(第6号様式)により、当該登録児童の保護者に通知するものとする。

3 市長は、負担金を免除する場合は、前項の通知を行った日の属する月の翌月から免除するものとする。
(負担金の還付に関する手続)

第5条 市長は、規則第13条第3項ただし書の規定により納付された負担金の返還を認める場合は、放課後子ども総合プラン負担金還付通知書(第7号様式)により、対象となる登録児童の保護者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた登録児童の保護者は、放課後子ども総合プラン負担金還付請求書(第8号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

(児童手当等からの徴収に関する手続)

第6条 市長は、規則第14条第1項ただし書の規定により滞納した負担金の徴収を行うことを決定した場合は、放課後児童クラブ負担金徴収決定通知書(第9号様式)により、対象となる登録児童の保護者に通知するものとする。

2 市長は、規則第14条第1項ただし書の規定により児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条に規定する児童手当及び同法附則第2条第1項に規定する特例給付から滞納した負担金を徴収した場合は、放課後児童クラブ負担金徴収通知書(第10号様式)により、対象となる登録児童の保護者に通知するものとする。

(変更手続)

第7条 登録児童の保護者は、規則第15条の規定により第2条第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに放課後子ども総合プラン登録変更届(第11号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録児童の保護者は、規則第5条第1項に規定する利用区分を変更する場合は、原則として変更する月の前々月の末日までに前項の変更届を市長に提出するものとする。

3 登録児童の保護者は、前項の規定による変更手続において負担金の額が増額した場合は、納付した負担金と変更後の負担金との差額を速やかに納付するものとする。

(利用の辞退)

第8条 登録児童の保護者は、規則第16条の規定により利用を辞退する場合は、原則として利用を辞退する月の前々月の末日までに放課後子ども総合プラン利用辞退届(第12号様式)を市長に提出するものとする。